

浜松市立幼保連携型認定こども園条例（案）

（設置）

第1条 市は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 幼保連携型認定こども園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（事業）

第3条 幼保連携型認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育
- (2) 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（法第7条第10項第5号及び第6号に掲げる事業に限る。）
- (3) 第1号に掲げる事業を利用する者に対する法第59条第2号に規定する時間外保育
- (4) 法第59条第10号に掲げる一時預かり事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

（利用者の範囲）

第4条 幼保連携型認定こども園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 前条第1号に掲げる事業 法第19条第1号、第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども
- (2) 前条第2号に掲げる事業 法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子ども
- (3) 前条第3号に掲げる事業 法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども
- (4) 前条第4号及び第5号に掲げる事業 市長が必要があると認める者

（定員）

第5条 幼保連携型認定こども園の定員は、規則で定める。

（休園日及び開園時間）

第6条 幼保連携型認定こども園の休園日及び開園時間は、規則で定める。

（使用料）

第7条 幼保連携型認定こども園を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分

に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

- (1) 第3条第1号に掲げる事業 法第27条第3項第2号に掲げる額又は法第28条第2項第1号に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
- (2) 第3条第2号に掲げる事業 当該事業に通常要する費用の額、法第30条の11第2項に規定する施設等利用費の額その他の事情を勘案して規則で定める額
- (3) 第3条第3号及び第4号に掲げる事業 当該事業に通常要する費用の額、法第67条第3項及び第68条第3項の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額
- (使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第10条 幼保連携型認定こども園の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
浜松市立佐鳴台こども園	浜松市中央区佐鳴台三丁目31番2号